

岡山県へき地医療施設運営費補助金 交付要綱

制 定	平成14年10月18日 施 第 1013号
改 正	平成15年 6月26日 施 第 532号
改 正	平成16年 9月14日 施 第 830号
改 正	平成16年10月21日 施 第 935号
改 正	平成17年 8月22日 施 第 804号
改 正	平成19年10月15日 施 第 815号
改 正	平成20年10月23日 施 第 472号
改 正	平成21年12月25日 施 第 837号
改 正	平成26年 6月26日 医 推 第 394号
改 正	平成27年 8月24日 医 推 第 757号
改 正	平成30年 9月12日 医 推 第 845号
改 正	令和 4年 1月 7日 医 推 第 1248号
改 正	令和 4年10月 7日 医 推 第 818号

岡山県保健福祉部
医 療 推 進 課

岡山県へき地医療施設運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療施設の運営事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) へき地医療拠点病院運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、知事が指定した病院の開設者が行うへき地医療拠点病院運営事業

(2) へき地診療所運営事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）及びへき地において当該地域（へき地保健医療対策実施要綱のへき地診療所設置基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療を担当している診療所の運営事業

(3) へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) へき地医療拠点病院運営事業

へき地保健医療対策実施要綱に基づき知事が指定した病院の開設者が行うへき地医療拠点病院運営事業

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 (1) 巡回診療等従事者経費 医師61,000円×延日数 その他25,000円×延日数 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (3) 代診医等派遣経費 医師61,000円×延日数 その他25,000円×延日数	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費(研究費に計上したものを除く。) 備品費(単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 材料費 印刷製本費 光熱水料 借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 社会保険料 雑役務費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 燃料費 委託費 公課費

<p>研究費</p>	<p>1 か所当たり次に定める額 (1) 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円 (2) 医療活動年間延日数 75日以上 150日未満 310,000円 (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費 旅 費 (学会出席旅費)</p>
<p>研修費</p>	<p>1 回当たり 56,000円</p>	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を 対象とする研修、症例検討会等を実施 する場合に必要な次に掲げる経費 諸謝金 旅 費 消耗品費 印刷製本費</p>
<p>医療費</p>	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費 備品費 (単価50万円未満の医療 用に限る。) 材料費 (医薬品費、診療材料費) 雑役務費 (医療機器修繕料)</p>
<p>情報通 信機器 等経費</p>	<p>1 か所当たり次により算出された 額 情報通信機器等 (ア) へき地医療拠点病院診療支 援システム (912,810円+76,420円) × 稼動月数 (イ) へき地・離島診療支援シス テム (456,400円+38,210円×導 入へき地診療所数) ×稼動 月数</p>	<p>情報通信機器等の導入及び維持運営に 必要な次に掲げる経費 報償費 (へき地医療拠点病院診療 支援システムに係る経費に限る。) 備品費 (単価50万円未満に限る。) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 (修繕料等) 委託費 (上記に掲げる経費に該当す るもの。ただし、へき地医療拠点 病院診療支援システムに係る経費 に限る。)</p>

(2) へき地診療所運営事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所（国民健康保険直営診療所を除く。）又はへき地において当該地域（へき地保健医療対策実施要綱のへき地診療所設置基準に定める地域）唯一の医療機関として住民の医療を担当している診療所の運営事業で市町村が行うもの又は知事が厚生労働大臣と協議の上適当と認めた者が行うもの

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 市町村が行う事業については、アにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

ウ 県が厚生労働大臣と協議の上適当と認めた者が行う事業については、アにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア. 診療日数 1～ 129日 6,200,000円＋ (71,000円 × 実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数 130～ 259日 6,200,000円＋ (77,000円 × 実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数 260日以上 6,200,000円＋ (87,000円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数</p>	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 備品費（単価50万円未満に限る。ただし、医療費及び情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 消耗品費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 材料費 印刷製本費 光熱水料 借料及び損料（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 委託費</p>

研究費	1 か所当たり (1) 診療日数 1～129日 65,000円 (2) 診療日数 130～259日 130,000円 (3) 診療日数 260日以上 195,000円	医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費 旅 費 (研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費) 備品費 (医学用図書雑誌、単価50万円未満の研究用備品に限る。) 材料費 (医学研究用材料)
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費 備品費 (単価50万円未満の医療用に限る。) 材料費 (医薬品費、診療材料費) 雑役務費 (医療機器修繕料) 委託費 (診療のための検査委託料)
情報通信機器等経費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼動月数 ただし、導入初年度にあつては45,450円を加算する。 (2) 情報通信機器等 297,430円×稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費 (単価50万円未満の庁用器具に限る。) 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 (修繕料等)

(3) へき地保健指導所運営事業

へき地保健医療対策実施要綱に基づき市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
給与費	次により算出された額の合計額 (1) 職員基本給等 1カ所当たり 4,641,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 (育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限

	<p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10,340</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>7,360</td> </tr> </tbody> </table>	級地区分	単価 (円)	1 級地	10,340	2 級地	8,800	3 級地	8,600	4 級地	7,360	<p>る。) 社会保険料</p>
級地区分	単価 (円)											
1 級地	10,340											
2 級地	8,800											
3 級地	8,600											
4 級地	7,360											
保健指導事業費	<p>1 か所当たり 342,000円</p> <p>ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。</p>	<p>保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費 消耗品費 (情報通信機器経費に計上したものを除く。) 印刷製本費 光熱水料 雑役務費 (情報通信機器経費に計上したものを除く。) 燃料費</p>										
情報通信機器経費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>8,700円 + 2,390円 × 稼働月数</p> <p>ただし、導入初年度にあつては、40,000円を加算する。</p>	<p>情報通信機器の維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品費 (単価50万円未満の情報通信機器用に限る。) 消耗品費 通信運搬費 雑役務費 (修繕料)</p>										

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更 (ただし、軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更 (ただし、軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて（5）の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を6月20日までに知事に提出して行うものとする。

（変更承認申請）

第6条 この補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業の内容の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、第5条に定める申請手続に従い変更（中止又は廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第3号様式）を、事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月18日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年9月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行し、平成16年8月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。